

お知らせ

記者発表資料

令和7年4月11日

■同時発表先:合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、 山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、過失による粗雑工事及び不正又は不誠実な行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社NIPPO 東京都中央区京橋1丁目19番11号

2. 指名停止措置期間

令和7年4月11日 ~ 令和7年8月10日 (4ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

別紙のとおり

5. 指名停止措置理由

別紙のとおり

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表番号):平日・昼間

 総務部
 契約課長
 櫻井
 克彦
 (内線2511)

 ⑥総務部
 契約課
 課長補佐
 廣田
 貴久
 (内線2514)

港湾空港部 082-511-3900 (代表番号):平日・昼間



別紙

4. 事実の概要

(1) 過失による粗雑工事(措置要領別表第1第2号)

当該業者が受注し施工した、松江国道事務所発注の「国道 54 号赤名地区外修繕工事」、「令和 2 年度国道 54 号頓原維持出張所管内舗装修繕第 1 工事」、三次河川国道事務所発注の「令和 2 年度国道 54 号船所外舗装修繕工事」、広島国道事務所発注の「令和 4 年度広島国道事務所管内維持修繕工事」、「令和 4 年度広島維持出張所管内舗装修繕他工事」において、当該業者の系列プラント会社は、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該業者に対し出荷していた。

これらの工事においては、発注者である前記事務所と当該業者との契約図書 (特記 仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材 (新規アスファルト合材) の使用を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果、当該業者は、 発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材 (再生アスファルト合材) を使用」し、かつ、系列プラント会社は、製造した「再生アスファルト合材」を出荷 伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該業者へ出荷していたこと が判明した。

当該業者は、系列プラント会社から管理指標実績等の報告を受け、同社から納入されたアスファルト合材が新規アスファルト合材でなければならないのに再生骨材を含む可能性を認識できたが、系列プラント会社による上記の行為を防止するための適切な対応を怠り、結果回避義務を果たさなかった。

(2) 不正又は不誠実な行為(措置要領別表第2第15号)

当該業者の系列プラント会社は、岡山国道事務所発注の「令和3年度笠岡バイパス 入江高架橋第2下部工事」、福山河川国道事務所発注の「令和4年度国道2号引野地 区電線共同溝第5工事」、「令和5年度国道2号引野地区電線共同溝第6工事」、「令 和5年度国道2号福山保守工事」、広島国道事務所発注の「令和3年度国道2号道照 地区改良他工事」、「令和3年度東広島バイパス海田高架橋第2舗装工事」、「令和 3年度広島維持出張所管内舗装修繕工事」、「令和3年度東広島呉道路・国道2号西 条保守工事」、「令和4年度国道2号道照地区第2改良外工事」、「令和4年度安芸 バイパス八本松IC第2舗装工事」、「令和4年度西条維持出張所管内舗装修繕他工 事」、「令和4年度国道2号・31号広島保守工事」、「令和5年度西条維持出張所管 内橋梁補修工事」、「令和5年度東広島呉道路・国道2号西条保守工事」において、 アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷 していた。

これらの工事においては、発注者である前記事務所と当該工事の受注者との契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも系列プラント会社に対し「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果、系列プラント会社は、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

5. 指名停止措置理由

(1) 過失による粗雑工事(措置要領別表第1第2号)

当該業者が受注した当該工事について、当該業者が事実概要に記載した結果を回避



するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)及びこれを準用する「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1第2号>

措 置 要 件	期間
(過失による粗雑工事)	
2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事 の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき (引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容 に適合しないものが軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内

(2) 不正又は不誠実な行為(措置要領別表第2第15号)

当該業者は、当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らず業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及びこれを準用する「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第15号>

措 置 要 件	期間
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正 又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当で	当該認定をした日から
文は小誠美な17点をし、工事の請負失約の相手力として小過当で あると認められるとき。	1ヵ月以上9ヵ月以内